

令和 7 年第154回
香美町議会(定例会)議案書《1》

令和 7 年 6 月 23 日

香 美 町

令和7年第154回香美町議会(定例会)議案目次

議案第69号 森区集会所整備工事の請負契約を締結することについて

議案第70号 香美町議会議員及び香美町長の選挙における選挙運動の公費負担
に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第71号 香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例を定めることについて

議案第72号 令和7年度香美町一般会計補正予算(第2号)

議案第 69 号

森区集会所整備工事の請負契約を締結することについて

このたび森区集会所整備工事を施工するにあたり、下記のとおり工事請負契約を締結するものとする。

よって、香美町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年香美町条例第 46 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 23 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

記

- | | |
|----------|---|
| 1 契約の目的 | 森区集会所整備工事 |
| 2 契約の方法 | 制限付一般競争入札 |
| 3 契約の金額 | 金 169,950,000 円 |
| 4 契約の相手方 | 兵庫県美方郡香美町村岡区鹿田 106 番地の 1
株本・西岡特別共同企業体
代表者 株本建設工業株式会社香美営業所
所長 仲山 忠夫
構成員 株式会社アイテック西岡
代表取締役 西岡 廣昌 |

（提案理由）

昭和 47 年に建設した森区公民館が老朽化したため、施設の更新を行うものである。

議案第70号

香美町議会議員及び香美町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町議会議員及び香美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定
により、議会の議決を求める。

令和7年6月23日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第200号）の施行に
伴い、香美町議会議員及び香美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する
条例（令和2年香美町条例第27号）の一部を改正する必要性が生じたので、所要
の改正を行うものである。

香美町議会議員及び香美町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の一部を改正する条例

香美町議会議員及び香美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例
(令和2年香美町条例第27号)の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の香美町議会議員及び香美町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以降その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第 7 1 号

香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を定めることについて

香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 2 3 日提出

香美町長 浜 上 勇 人

（提案理由）

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 5 0 号）の施行に伴い、香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 1 7 年香美町条例第 3 7 号）の一部を改正する必要が生じたので、所要の改正を行うものである。

香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年香美町条例第37号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

選挙長	—	回 10,800円
投票所の投票管理者	—	回 12,800円
期日前投票所の投票管理者	—	回 11,300円
開票管理者	—	回 10,800円
選挙立会人	—	回 8,900円
投票所の投票立会人	—	回 10,900円
期日前投票所の投票立会人	—	回 9,600円
開票立会人	—	回 8,900円

」を

「

選挙長	—	回 12,200円
投票所の投票管理者	—	回 14,500円
期日前投票所の投票管理者	—	回 12,800円
開票管理者	—	回 12,200円
選挙立会人	—	回 10,100円
投票所の投票立会人	—	回 12,400円
期日前投票所の投票立会人	—	回 10,900円
開票立会人	—	回 10,100円

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の香美町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表第1の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査又は日本国憲法第95条の規定による投票については、なお従前の例による。

議案第 7 2 号

令和 7 年度香美町一般会計補正予算（第 2 号）

令和 7 年度香美町の一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 57,256 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16,862,949 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 7 年 6 月 2 3 日提出

香 美 町 長 浜 上 勇 人

（一般会計）

(一般会計)

第 1 表 歳入歳出予算補正

(歳 入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15. 国庫支出金		987,179	53,606	1,040,785
	2. 国庫補助金	283,470	53,606	337,076
16. 県支出金		897,682	1,362	899,044
	3. 委託金	180,473	1,362	181,835
19. 繰入金		1,830,992	2,288	1,833,280
	1. 基金繰入金	1,830,992	2,288	1,833,280
歳入合計		16,805,693	57,256	16,862,949

(歳 出)

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2. 総 務 費		4,040,614	1,362	4,041,976
	4. 選 挙 費	57,591	1,362	58,953
3. 民 生 費		3,111,520	53,606	3,165,126
	1. 社 会 福 祉 費	2,150,165	53,606	2,203,771
10. 教 育 費		1,716,901	2,288	1,719,189
	2. 小 学 校 費	316,470	2,288	318,758
歳 出 合 計		16,805,693	57,256	16,862,949

(一般会計)